

# 真鶴町地球温暖化対策実行計画〈事務事業編〉



幸せをつくる  
真鶴時間

令和3（2021）年4月

真 鶴 町

## 目 次

1. 計画の背景 .....	1
1.1 地球温暖化対策のこれまでの歩み .....	1
1.2 2050年ゼロカーボンシティ表明 .....	4
1.3 持続可能な開発目標（SDGs）と国内の取り組み .....	6
1.4 神奈川県地球温暖化対策の動向 .....	7
1.5 真鶴町のこれまでの取り組み .....	9
2. 事務事業編の基本的事項 .....	11
2.1 事務事業編の目的 .....	11
2.2 対象とする事務事業の範囲 .....	11
2.3 対象とする温室効果ガスの種類 .....	12
2.4 事務事業編の計画期間 .....	13
2.5 事務事業編の位置づけ .....	13
3. 温室効果ガス排出量の把握 .....	14
3.1 算定条件等 .....	14
3.2 温室効果ガス排出量 .....	15
4. 温室効果ガスの削減目標 .....	18
4.1 削減目標 .....	18
4.2 基本方針 .....	20
4.3 取り組みの体系 .....	23
5. 目標達成に向けた取り組み .....	24
5.1 重点的な取り組み .....	24
5.2 その他の具体的な取り組み .....	25
5.3 バルクリースによる省エネルギーの推進 .....	27
5.4 計画のロードマップ .....	28
6. 計画の推進体制及び進行管理 .....	29
6.1 推進体制 .....	29
6.2 進行管理の内容・方法 .....	30
6.3 進捗状況の公表 .....	32
6.4 職員の研修 .....	32
巻末資料 .....	33

# 1. 計画の背景

## 1.1 地球温暖化対策のこれまでの歩み

### (1) 地球温暖化問題とは

地球温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のことをいいます。

温室効果ガスは二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）など7種類があります。このうち、CO<sub>2</sub>は化石燃料の燃焼等によって膨大な量が人為的に排出されており、我が国が排出する温室効果ガスの約9割を占めています。

### (2) 気候変動が我が国に与える影響と課題

平成25（2013）年7月に設置された気候変動影響評価等小委員会において、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然災害・沿岸域、自然生態系、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活の7つの分野、30の大項目、56の小項目に整理し、気候変動の影響について、重大性、緊急性及び確信度の観点から評価が行われました。

この結果を踏まえて、平成27（2015）年3月に中央環境審議会により「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」が取りまとめられ、環境大臣に意見具申がなされました（表1-1）。

表1-1 意見具申の概要

日本における気候変動の概要	(現状) ・明治31(1898)年から平成25(2013)年において年平均気温が100年当たり1.14℃上昇 (将来予測) ・温暖化対策を講じた場合、日本全国で平均1.1℃上昇 ・温室効果ガスの排出量が非常に多い場合、日本全国で平均4.4℃上昇
日本における影響の概要	(現時点) 気温や水温の上昇、降水日数の減少等に伴う、農作物の収量の変化や品質の低下、漁獲量の変化、動植物の分布域の変化やサンゴの白化、桜の開花の早期化等が顕在化している。 (将来) 農作物の品質の一層の低下、多くの種の絶滅、渇水の深刻化、水害・土砂災害を起し得る大雨の増加、高潮・高波リスクの増大、夏季の熱波の頻度の増加等のおそれがある。
影響の評価における課題	・継続的な観測・監視、研究調査の推進及び情報や知見の集積 ・定期的な気候変動による影響の評価 ・地方公共団体等の支援 ・海外における影響評価等の推進

### (3) 地球温暖化対策の国内外の動向

平成6（1994）年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」（以下、「気候変動枠組条約」）が発効され、現在に至るまで25回の締約国会議が開催されています。令和元（2019）年12月に開催されたCOP（国連気候変動枠組条約締約国会議）25では、パリ協定の実施指針の積み残し課題の一部については合意が図れず、翌年のCOP26に持ち越す形で閉幕しました。

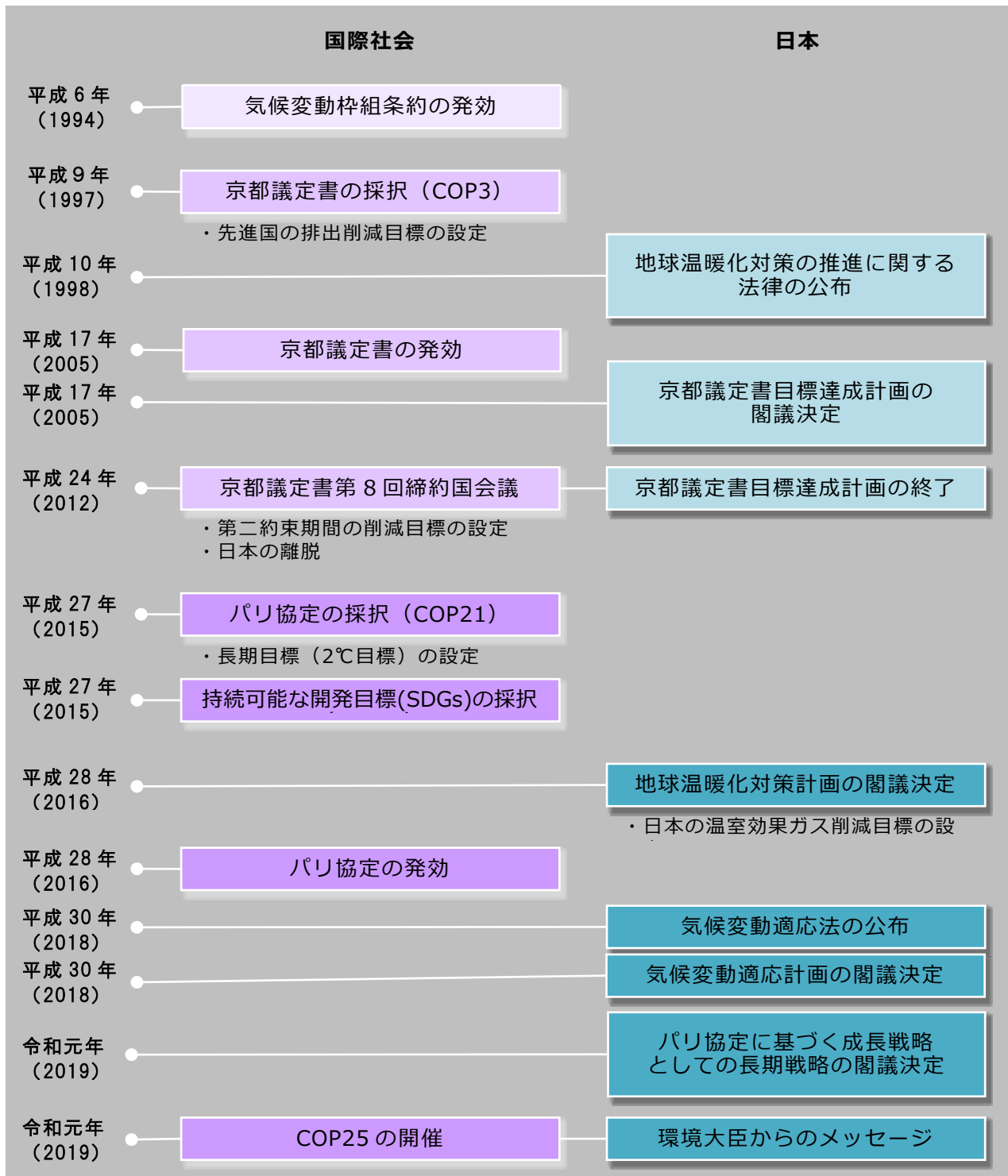


図 1-1 地球温暖化対策の国内外の主な動向

---

「パリ協定」では、温室効果ガス排出削減の長期目標として、産業革命前からの地球の平均気温上昇を 2℃より十分下方に抑える（2℃目標）とともに、1.5℃に抑える努力を継続すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることが盛り込まれました。

パリ協定を踏まえた我が国の動向は次のとおりです。

#### ① 地球温暖化対策計画

我が国では「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取り組み方針について」の下、平成 28（2016）年 5 月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

同計画では、日本の約束草案に基づく中期目標として「令和 12（2030）年度において、平成 25（2013）年度比 26.0%（平成 17（2005）年度比 25.4%）削減」が設定されています。また、中期目標の達成に向けた部門別の対策・施策が掲げられており、中でも業務その他部門については、目標達成のためには約 40%削減する必要があるとしています。

#### ② 気候変動適応計画

平成 30（2018）年 11 月に、気候変動適応法第 7 条第 1 項に基づく「気候変動適応計画」を閣議決定しました。同計画は、気候変動適応に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、気候変動影響による被害の回避・軽減、更には、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指すものです。

#### ③ パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

パリ協定では、令和 2（2020）年までに長期低排出発展戦略を提出することが求められています。これを受け、我が国では、令和元（2019）年 6 月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定しました。

同戦略では、最終到達点としての「脱炭素社会」の早期実現と令和 32（2050）年までに 80%の温室効果ガス削減に大胆に取り組むことをビジョンとし、その達成に向けた「環境と成長の好循環」の実現を目指すとしています。

## 1.2 2050年ゼロカーボンシティ表明

パリ協定では「2℃目標」と「1.5℃の追求」\*1が国際的に広く共有されました。

また、平成30（2018）年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」では「産業革命後の気温上昇を1.5℃に抑えるには、令和32（2050）年までにCO<sub>2</sub>の実質排出量をゼロ\*2にすることが必要」とされています。

こうしたことから、環境省では令和32（2050）年までにCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロとすることに取り組むことを表明した地方公共団体を『ゼロカーボンシティ』として、国内外に発信しており、令和3（2021）年4月14日時点では、東京都、神奈川県、横浜市など368の自治体（40都道府県、214市、6特別区、89町、19村）がゼロカーボンシティ表明を行っています。



図出典：環境省資料

\*1 パリ協定に盛り込まれた温室効果ガス排出削減の長期目標

「産業革命前からの地球の平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を継続すること」

\*2 CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量を均衡させることで、排出量実質ゼロとするもの。

真鶴町（以下、「本町」という）では、「美しい真鶴町」を後世に引き継ぐことができるよう、町民・行政・事業者が一体となり、「令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ」に向けて挑戦する旨を「真鶴町ゼロカーボンシティ宣言」として令和3（2021）年4月14日に表明しました。

---

## 真鶴町ゼロカーボンシティ宣言

本町は神奈川県西部に位置し、相模湾に突出した真鶴半島を有する海と緑に囲まれた美しい町であり、古来より漁業が盛んな町でもあります。また、半島先端部は魚を育む森として「お林」と呼ばれ人々に親しまれてきました。

しかし、近年、猛暑や豪雨被害など、地球温暖化が原因とされる気候変動による異常気象が深刻化しており、今後、更なる温室効果ガスの増加によって、その事象は頻繁化・激甚化していくことが予測されています。

昨今、本町においても、地球温暖化の影響によるものと思われる巨大化した台風の接近により、平時は恵みをもたらす自然環境は一変し脅威と化し、高波や暴風による住宅の損壊、お林の巨木の風倒木被害、さらには長時間に及ぶ停電が発生し、平穏な人々の暮らしを脅かす事態が生じております。

この地球温暖化対策として、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要があることが示され、この目標に向け、政府からは、地方公共団体における取り組みの重要性と広がりへの期待が表明され、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロへの参画が促されています。

本町においては、これまで役場庁舎及び学校施設を始めとする主要公共施設について、再生可能エネルギー設備、高効率設備等の導入を率先して行い、二酸化炭素排出量削減に努めて参りました。

また、今後も、これに満足することなく、より一層の温室効果ガス削減を推進していくためのビジョンを描き、美しい真鶴町を後世に引き継ぐことができるよう、町民・行政・事業者が一体となり「2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ」の実現に向けて挑戦して参ります。

令和3年4月14日

真鶴町長 松本一孝



### 1.3 持続可能な開発目標（SDGs）と国内の取り組み

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は平成12（2000）年にスタートしたミレニアム開発目標（MDGs）の後継となる目標です。平成24（2012）年、リオデジャネイロで開催された国連持続可能な開発会議（リオ+20）で議論が始まり、平成27（2015）年、ニューヨーク国連本部で採択されました。

SDGsは、持続可能な開発のための17のグローバル目標と169のターゲット（達成基準）から構成され、気候変動や経済的不平等、イノベーション、持続可能な消費、平和と正義などの新たな分野が優先課題として盛り込まれています。

我が国では、SDGs採択後、その実施に向け「SDGs推進本部」を設置し、平成28（2016）年12月に日本の取り組みの指針となる『SDGs実施指針』を決定しました。また、令和元（2019）年12月の第8回推進本部会合では、令和2（2020）年のSDGs推進のための具体的施策をとりまとめた『SDGsアクションプラン2020』を決定しました。

なお、本町の将来の姿を考え、実現させる計画を示す「第5次真鶴町総合計画」においても、SDGsの視点が盛り込まれています。

#### 【真鶴町総合計画の各施策分野とSDGsの関わり】

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、全加盟国により採択された「Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development（我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ）」に、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発のための目標：SDGs）」があります。SDGsの達成に向けて、日本でも国をあげた取り組みが進められているところです。

真鶴町では、平成31（2019）年3月に「100年経ってもにぎわいのある真鶴町」を目指して、SDGsの視点を取り入れた真鶴町ランドデザインを策定しました。第5次真鶴町総合計画は、持続可能な真鶴町を目指すこととした、ランドデザインとの整合を図って策定しています。

SDGsは地球規模の壮大な取り組みであり、世界から見た真鶴町は小さな存在ですが、新型コロナウイルス感染症対策で私たちが証明したように、一人ひとりが行動することで世界を変革することは可能だと考えます。そこで、真鶴町は、総合計画の各施策分野にSDGsの17のゴールを位置付けることで世界と歩調を合わせ、SDGsの達成も意識した行政運営を進めることとします。

目標1 貧困をなくそう あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	目標2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	目標4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
目標5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び男児のエンパワーメントを行う	目標6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的なエネルギーへのアクセスを確保する	目標8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の充分かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう 包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	目標10 人や国の不平等をなくそう 国内及び国際間の不平等を是正する
目標11 住み続けられるまちづくりを 包摂的かつ持続可能な都市及び人間居住を実現する	目標12 つくる責任つかう責任 持続可能な消費形態を確保する
目標13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	目標14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標15 陸の豊かさも守ろう 陸生生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対応ならびに土壌劣化の防止、回復及び生物多様性の損失を防止する	目標16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	

図出典：「第5次真鶴町総合計画」（令和3年3月、真鶴町）



## 1.4 神奈川県地球温暖化対策の動向

### (1) 神奈川県地球温暖化対策推進条例

「神奈川県地球温暖化対策推進条例」は、一層の温暖化対策の強化と低炭素社会の実現に向けて、県とともに県民や事業者の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する取り組みの実施について定めたものです。

当該条例では、神奈川県は県全体の地域計画である「地球温暖化対策計画」、事業者としての県の温暖化対策計画である「事務事業温室効果ガス排出抑制計画」を定めることを義務づけているほか、事業者、住宅を含む建築物、開発事業、交通、日常生活等に係る温暖化対策、新エネルギー等の研究開発及び活用の促進、温暖化対策教育の推進等について定めています（表 1-2）。

表 1-2 神奈川県地球温暖化対策推進条例の概要

公布	平成 21（2009）年 7 月 17 日
施行期日	平成 21（2009）年 10 月 1 日
基本的な考え方	①すべての主体による取り組みを推進 ②各主体相互の連携・協働を促進 ③神奈川の先進性・優位性の活用
主な項目	1. 県に対する「地球温暖化対策計画」及び「事務事業温室効果ガス排出抑制計画」策定の義務づけ 2. 大規模事業者を対象とした「事業活動温暖化対策計画書制度」の導入 3. 中小規模事業者に対する「事業活動温暖化対策計画書」（簡易型・任意）に基づく温暖化対策推進の支援 4. 大規模建築物を対象とした「建築物温暖化対策計画書制度」の導入 5. 一般住宅を対象とした新エネルギーや省エネ住宅の普及 6. 一定規模以上の開発事業を対象とした「開発事業温暖化対策計画書制度」の導入 7. 新エネルギー等環境配慮技術の研究開発及び活用の促進 8. 交通に関する温暖化対策 9. 日常生活等における温暖化対策 10. 温暖化対策教育の推進 11. 他の者の温暖化対策を支援する事業を登録し、周知を図る制度の導入 12. 県は、地球温暖化対策の推進に功績があったと認められるものや優秀な事例の顕彰に努める。

## (2) 神奈川県地球温暖化対策計画

「神奈川県地球温暖化対策計画」は、神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき、県の地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として、平成22（2010）年3月に策定し、その後の状況の変化を踏まえ、平成28（2016）年10月に改定したものです。

なお、この計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」に位置付けています。

表 1-3 神奈川県地球温暖化対策計画の概要

計画期間	平成28（2016）年度から平成42（2030）年度
削減目標	平成42（2030）年度の県内の温室効果ガスの総排出量を平成25（2013）年度比で27.0%削減すること
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業部門の削減対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業活動温暖化対策計画書」による大規模事業者の自主的な温室効果ガス削減の促進</li> <li>・中小規模事業者に対する省エネルギー診断などの支援</li> <li>・農業や畜産業での省エネルギー等の技術開発、地産地消の推進</li> </ul> </li> <li>○業務部門 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物温暖化対策計画書制度やZEBの普及による建築物の省エネルギー化</li> </ul> </li> <li>○家庭部門 <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭における省エネルギーの実践など低炭素型のライフスタイルの促進</li> <li>・高断熱・高气密など省エネルギー性能の高い住宅やZEHの普及による住宅の省エネルギー化</li> <li>・HEMSの導入、省エネルギー性能に優れた家電製品や高効率な給湯設備の普及</li> </ul> </li> <li>○運輸部門 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車や燃料電池自動車など、環境負荷の少ない自動車等の利用促進</li> <li>・急発進・急停止をしない、不要なアイドリングをしないなどエコドライブの促進</li> <li>・鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車などの利用促進</li> </ul> </li> <li>○再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電や小水力発電、太陽熱など再生可能エネルギー等の導入促進</li> <li>・ガスコージェネレーション、水素エネルギー、蓄電池などを使用した「安定した分散型電源」の導入拡大</li> </ul> </li> <li>○地球温暖化対策教育 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の小・中学校、高校等を対象とした、企業・団体等の方々による実験等を交えた体験型授業の実施</li> <li>・大学生や大学院生を対象とした、環境配慮に積極的に取り組んでいる企業でのインターンシップの実施</li> </ul> </li> </ul>

## 1.5 真鶴町のこれまでの取り組み

### (1) 住宅用太陽光発電導入促進事業補助金

本町では、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、町内の自己の居住する住宅に太陽光発電システムを設置する方に対し、補助金を交付しています。

なお、本補助金事業による平成 23（2011）年度以降の助成実績は 28 件となっています。

表 1-4 住宅用太陽光発電導入促進事業補助金の概要

項目	内容																																	
対象者	<p>町内の自己の居住する住宅に、申請年度内にシステムの設置またはシステム付き住宅（未使用のもの）の購入が完了できる方かつ次の要件を満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電灯契約を結んでいる個人であり、設置する建物は、住居として使用されているもの。</li> <li>・設置する建物が補助対象の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾をうけていること。</li> <li>・町税等に滞納がないこと。</li> </ul>																																	
対象システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連携し、かつ、太陽電池の最大出力の合計値が 10 キロワット未満の太陽光発電システムであるもの。</li> <li>・未使用品であるもの。（中古品は対象外）</li> <li>・神奈川県住宅用太陽光発電導入促進事業実施要項に規定する要件を満たすものとする。</li> <li>・経済産業省が定める住宅用太陽光発電導入支援復興対策基金造成事業費補助金交付要綱に基づき、補助事業者が定めたシステムの性能及び安全性等の技術的仕様を満たすもの。</li> </ul>																																	
補助内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 2（2020）年 3 月 31 日まで 補助金は 1 キロワット 10,000 円（上限 35,000 円）</li> <li>・令和 2（2020）年 4 月 1 日から 補助金は 1 キロワット 10,000 円（上限 60,000 円）</li> </ul>																																	
補助実績	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成 23（2011）年度</td> <td>町単価 40,000 円（上限 80,000 円）</td> <td>9 件</td> </tr> <tr> <td>平成 24（2012）年度</td> <td>町単価 40,000 円（上限 80,000 円）</td> <td>7 件</td> </tr> <tr> <td>平成 25（2013）年度</td> <td>町単価 10,000 円（上限 35,000 円）</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（平成 25（2013）年度より町単独事業）</td> </tr> <tr> <td>平成 26（2014）年度</td> <td>町単価 10,000 円（上限 35,000 円）</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>平成 27（2015）年度</td> <td>町単価 10,000 円（上限 35,000 円）</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>平成 28（2016）年度</td> <td>町単価 10,000 円（上限 35,000 円）</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>平成 29（2017）年度</td> <td>町単価 10,000 円（上限 35,000 円）</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>平成 30（2018）年度</td> <td>町単価 10,000 円（上限 35,000 円）</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>令和 元（2019）年度</td> <td>町単価 10,000 円（上限 35,000 円）</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>令和 2（2020）年度</td> <td>町単価 10,000 円（上限 60,000 円）</td> <td>1 件</td> </tr> </tbody> </table>	平成 23（2011）年度	町単価 40,000 円（上限 80,000 円）	9 件	平成 24（2012）年度	町単価 40,000 円（上限 80,000 円）	7 件	平成 25（2013）年度	町単価 10,000 円（上限 35,000 円）	3 件	（平成 25（2013）年度より町単独事業）			平成 26（2014）年度	町単価 10,000 円（上限 35,000 円）	1 件	平成 27（2015）年度	町単価 10,000 円（上限 35,000 円）	0 件	平成 28（2016）年度	町単価 10,000 円（上限 35,000 円）	4 件	平成 29（2017）年度	町単価 10,000 円（上限 35,000 円）	1 件	平成 30（2018）年度	町単価 10,000 円（上限 35,000 円）	1 件	令和 元（2019）年度	町単価 10,000 円（上限 35,000 円）	1 件	令和 2（2020）年度	町単価 10,000 円（上限 60,000 円）	1 件
平成 23（2011）年度	町単価 40,000 円（上限 80,000 円）	9 件																																
平成 24（2012）年度	町単価 40,000 円（上限 80,000 円）	7 件																																
平成 25（2013）年度	町単価 10,000 円（上限 35,000 円）	3 件																																
（平成 25（2013）年度より町単独事業）																																		
平成 26（2014）年度	町単価 10,000 円（上限 35,000 円）	1 件																																
平成 27（2015）年度	町単価 10,000 円（上限 35,000 円）	0 件																																
平成 28（2016）年度	町単価 10,000 円（上限 35,000 円）	4 件																																
平成 29（2017）年度	町単価 10,000 円（上限 35,000 円）	1 件																																
平成 30（2018）年度	町単価 10,000 円（上限 35,000 円）	1 件																																
令和 元（2019）年度	町単価 10,000 円（上限 35,000 円）	1 件																																
令和 2（2020）年度	町単価 10,000 円（上限 60,000 円）	1 件																																

## (2) 公共施設における省エネ・再エネ設備の導入

本町では、公共施設整備等総合管理計画における整備方針と整合を図りながら、環境省補助事業の地方公共団体所有施設の省CO<sub>2</sub>改修支援事業（以下、バルクリース事業）による省エネルギー設備（照明、空調、給湯）の導入を既に進めています。

また、環境省補助事業の地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立分散型エネルギー設備等導入推進事業（以下、自立分散型エネルギー事業）等により、避難拠点に、太陽光発電設備やコージェネレーション設備等を導入しています。

表 1-5 主な公共施設における省エネ・再エネ設備の導入状況

施設名	取り組み状況
消防庁舎 国民健康保険診療所 ナーシングホーム真鶴 (旧デイサービスセンター) 真鶴町民センター 公民館	バルクリース事業の実施により館内の空調、照明及び給湯器を最新設備に更新し、省エネ化を図った。 (平成 30 (2018) 年度)
魚座・魚市場 ケープ真鶴 遠藤貝類博物館 真鶴町立体育館 駅前駐輪場 役場庁舎	バルクリース事業の実施により館内の空調及び照明を最新設備に更新し、省エネ化を図った。 (平成 30 (2018) 年度)
中川一政美術館 ひなづる幼稚園	バルクリース事業の実施により館内の LED 化を図った。 (平成 30 (2018) 年度)
情報センター真鶴	バルクリース事業の実施により館内の空調及び照明を最新設備に更新し、省エネ化を図った。(平成 30 (2018) 年度) 自立分散型エネルギー事業により、平時には、コージェネレーションによる発電電力を館内空調及び照明に供給し、温室効果ガスの削減に寄与するとともに、災害時には自立運転型 GHP で発電した電力を供給し空調及び照明の継続利用を可能とする設備を導入した。(令和元 (2019) 年度)
真鶴聖苑	自立分散型エネルギー事業により、平時には、コージェネレーションによる発電電力を館内空調及び照明に供給し、温室効果ガスの削減に寄与するとともに、災害時には自立運転型 GHP で発電した電力を供給し空調及び照明の継続利用を可能とする設備を導入した。(令和 2 (2020) 年度)
まなづる小学校	「神奈川県再生可能エネルギー等導入推進基金」を活用し、町指定避難所となるまなづる小学校体育館に太陽光発電設備、蓄電池及び照明設備を導入し、停電時の避難所機能を整備した。(平成 26 (2014) 年度)

## 2. 事務事業編の基本的事項

### 2.1 事務事業編の目的

平成 28（2016）年 5 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、我が国の温室効果ガス削減目標（令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 26.0%削減）を達成するために、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」における排出量を約 40%削減する必要があるとしています。

そのため、本町では、地球温暖化対策計画に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画事務事業編）を策定し、温室効果ガス排出の抑制に向けた取り組みを強化・推進していくものとします。

### 2.2 対象とする事務事業の範囲

本計画の対象とする事務事業の範囲は、本町が直接実施する事務事業を対象とします。また、本計画の対象となる主な町有施設を表 2-1 に示します。

表 2-1 本計画の対象となる主な町有施設

施設分類*1	主な対象施設
行政施設	役場庁舎、役場庁舎（別棟）、消防庁舎 等
供給処理施設	枇杷窪中継池、江之浦水源池、下水道中継ポンプ場 等
学校教育系施設	まなづる小学校、真鶴中学校
文化系施設	公民館、コミュニティ真鶴、宮ノ前地区集会所 等
社会教育系施設	情報センター真鶴、民俗資料館 等
スポーツ・レクリエーション系施設	真鶴町立体育館
子育て支援施設	ひなづる幼稚園
保健・福祉施設	ナーシングホーム真鶴（旧デイサービスセンター）、ひまわりの家、国民健康保険診療所 等
産業系施設	魚座、ケープ真鶴、岩海水浴場監視所、産業活性化センター 等
環境衛生施設	真鶴聖苑
公園	お林展望公園、荒井城址公園
その他	くらしかる真鶴、石の広場公衆便所、旧保健センター 等

\*1 施設分類は、真鶴町公共施設等総合管理計画の施設分類と整合を図っています。

## 2.3 対象とする温室効果ガスの種類

事務事業編において「温室効果ガス総排出量」の算定対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項に基づく6種類のガスとなります。

このうち、本町の事務事業において排出される二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3ガスを本計画の算定対象とします。

表 2-2 対象とする温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類	排出に伴う主な活動例	事務事業編算定対象*1	本計画の算定対象
二酸化炭素	燃料や電気の使用、一般廃棄物の焼却など	○	○
メタン	燃料の使用、自動車の走行、廃棄物の埋立・焼却、下水・し尿及び雑排水の処理など	○	○
一酸化二窒素		○	○
ハイドロフルオロカーボン（19物質）	カーエアコンの使用、廃棄 など	○	
パーフルオロカーボン（9物質）	半導体基板の洗浄剤や代替フロンの使用、廃棄など	○	
六ふっ化硫黄	絶縁体として用いられる工業用ガスの使用、廃棄 など	○	
三ふっ化窒素	半導体素子等の洗浄剤に用いられる工業用ガスの使用、廃棄 など		

\*1 事務事業編の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲載されている7物質となるが、温室効果ガス総排出量の算定対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項に基づき、三ふっ化窒素を除く6物質である。

## 2.4 事務事業編の計画期間

本計画は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10ヵ年計画とし、基準年度は平成25（2013）年度とします。

なお、計画期間における取り組み状況や社会情勢の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。（5年程度を想定）

## 2.5 事務事業編の位置づけ

本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき策定するものです。

また、「第5次真鶴町総合計画」が示す理念や施策について、地球温暖化対策の観点から具現化する個別計画として位置づけられるものです。本計画で定める事務事業における温室効果ガスの抑制に向けた取り組みについては、「公共施設等総合管理計画」といった関連個別計画との整合を図りながら推進することとします。

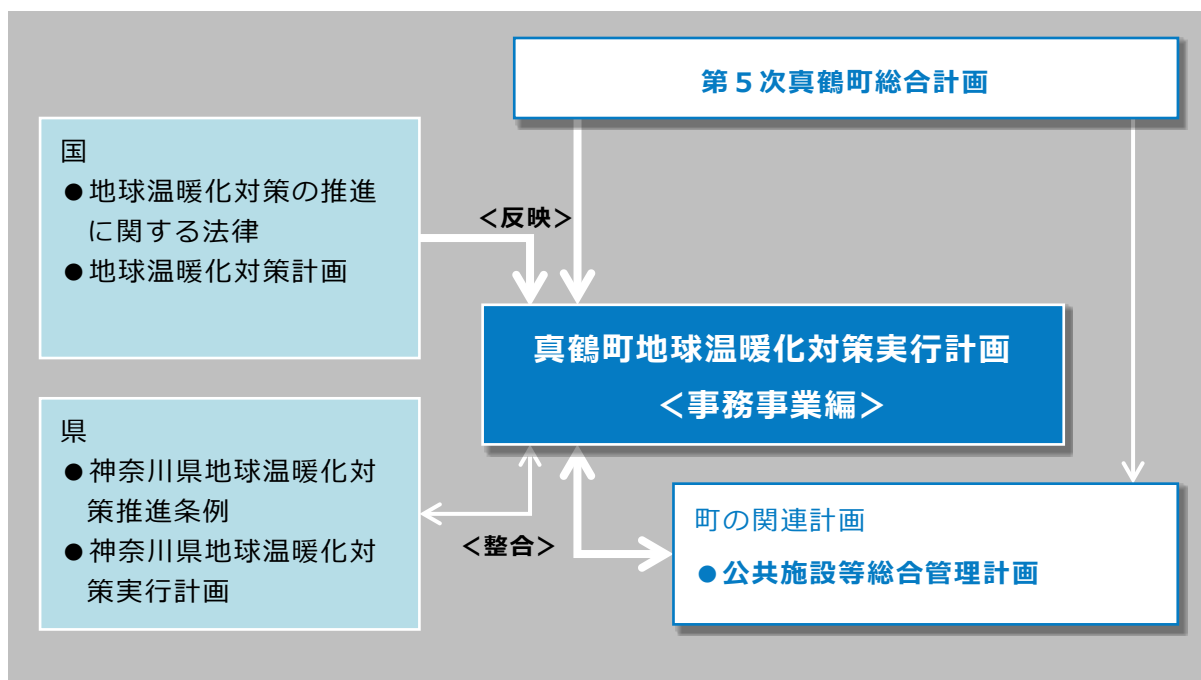


図 2-1 本計画の位置づけ



### 3. 温室効果ガス排出量の把握

#### 3.1 算定条件等

温室効果ガスの排出量は、地球温暖化対策推進法第2条第5項、同施行令第3条各号、第4条各号及び別表1～6に基づき算定します。

算定方法の概要は図3-1に示すとおりであり、温室効果ガス総排出量は物質別の温室効果ガス排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じ、それらを合算することにより算定します。

物質別の温室効果ガス排出量は、温室効果ガスを排出する活動の区分ごとに排出量を算定し、これを合算することにより算定します。活動区分ごとの排出量は、当該活動の量（活動量）に、排出係数を乗じることにより得られます。

■ 温室効果ガス総排出量	
温室効果ガス総排出量	$= \sum \text{物質別 温室効果ガス排出量} \times \text{地球温暖化係数}$
■ 物質別の温室効果ガス排出量	
① 二酸化炭素	
温室効果ガス排出量（電気使用）	$= \sum \text{活動区分別 排出量} \times \text{電気事業者別排出係数}^{*1}$
温室効果ガス排出量（上記以外）	$= \sum \text{活動区分別 排出量} \times \text{炭素排出係数} \times (44/12)^{*2}$
② メタン、一酸化二窒素	
温室効果ガス排出量	$= \sum \text{活動区分別 排出量} \times \text{排出係数}$

図 3-1 温室効果ガス排出量算定方法の概要

\*1 毎年告示される温対法施行令第3条第1項第1号口の規定に基づく環境大臣及び経済産業大臣の公告（平成22年8月17日、経済産業省・環境省公告第10号）に基づく排出係数。

\*2 二酸化炭素分子1個の炭素原子1個に対する重量の比。炭素の量を基に二酸化炭素の量を割り戻すべく、44/12を乗じている。

表 3-1 本計画に用いる地球温暖化係数

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数 <sup>*1</sup>	温室効果ガス排出量算定式（例）
二酸化炭素	1	$100 \text{ t-CO}_2 \times 1 = 100 \text{ t-CO}_2$
メタン	25	$100 \text{ t-CH}_4 \times 25 = 250 \text{ t-CO}_2$
一酸化二窒素	298	$100 \text{ t-N}_2\text{O} \times 298 = 29,800 \text{ t-CO}_2$

\*1 地球温暖化係数とは、各温室効果ガスの温室効果の強さがその種類によって異なっていることを踏まえ、二酸化炭素を1（基準）として、各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したものである。

## 3.2 温室効果ガス排出量

### (1) エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量

町有施設におけるエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の推移について、各年度（n-1 年度）の基礎排出係数で算定したものを図 3-2 に、平成 24（2012）年度の基礎排出係数固定値で算定したものを図 3-3 に示します。

平成 30（2018）年度のエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量は 1,351.2t-CO<sub>2</sub> であり、平成 25（2013）年度比で 18.9%減少しています。また、基礎排出係数固定値で算定した場合においても、平成 25（2013）年度比で 15.5%減少するものと算定されます。

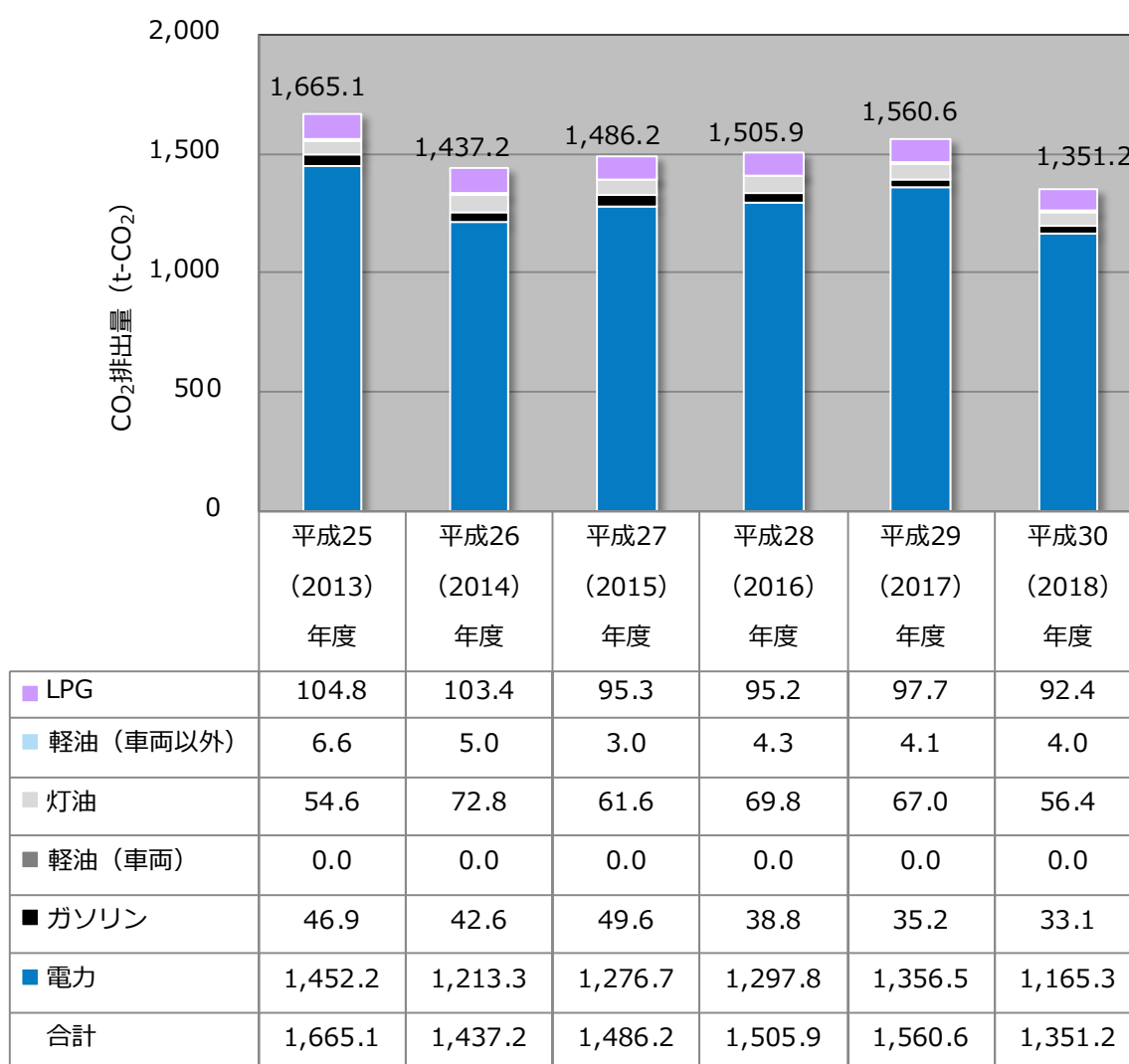


図 3-2 町有施設におけるエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量  
（各年度(n-1 年度)の基礎排出係数）

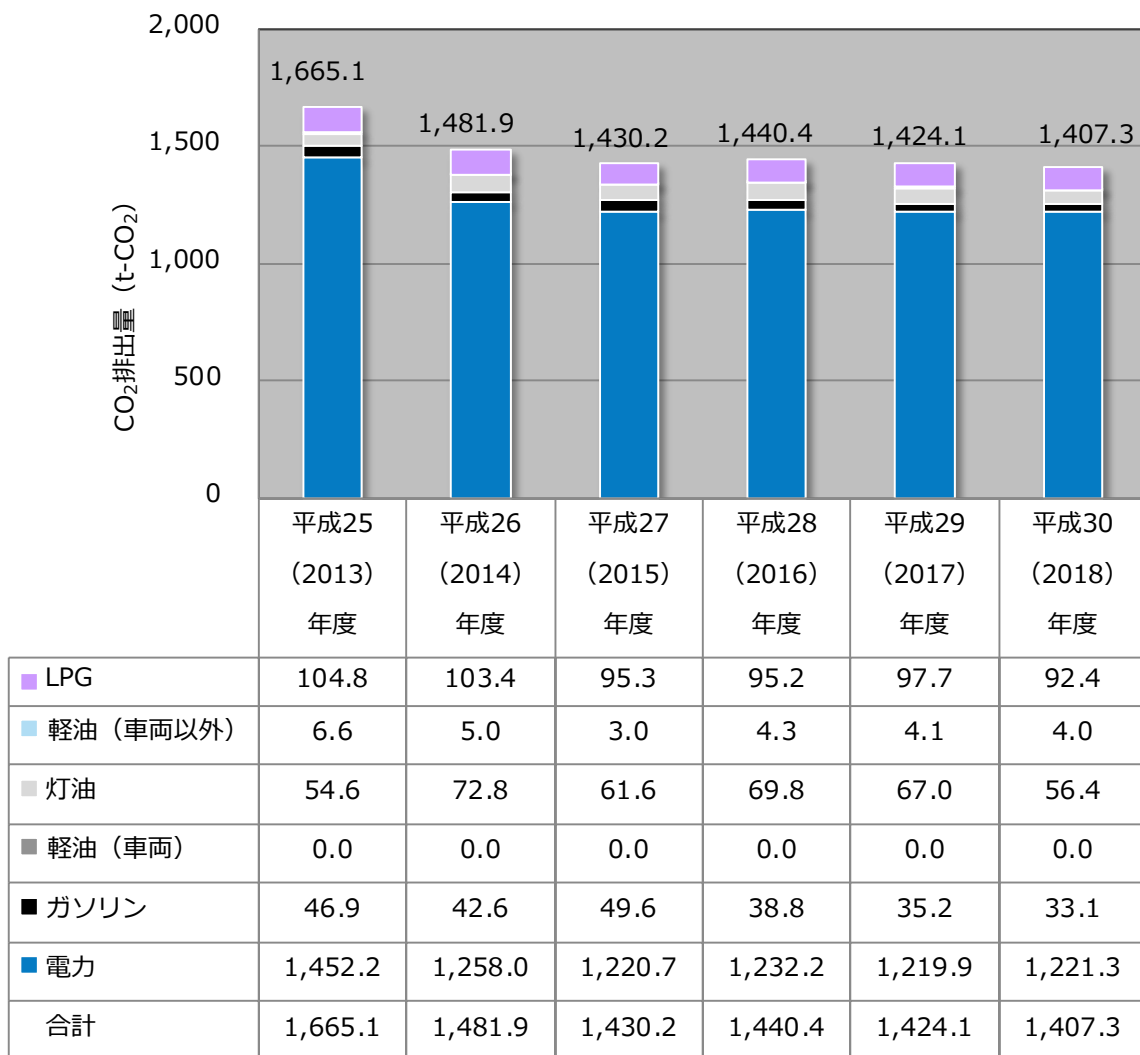


図 3-3 (参考) 町有施設におけるエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の推移  
(平成 24 (2012) 年度の基礎排出係数固定値)

## (2) 施設分類別エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量

施設分類別の CO<sub>2</sub> 排出量の推移を表 3.2-2 に、平成 30 (2018) 年度におけるエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量に占める割合を図 3-4 に示します。

町有施設においては供給処理施設 (主に、水道施設) からの排出量が最も多く、次いで産業系施設 (主に、魚市場)、社会教育系施設 (主に、情報センター真鶴、中川一政美術館)、環境衛生施設 (真鶴聖苑) からの排出量が多い状況です。

表 3-2 施設分類別の CO<sub>2</sub> 排出量の推移

単位：t-CO<sub>2</sub>

	平成25 (2013)年度	平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	増減費 ('13年度比)
行政系施設	81.4	77.0	88.1	92.6	111.2	80.4	-1.3%
供給処理施設	343.1	373.6	347.5	334.1	325.8	341.5	-0.4%
学校教育系施設	110.0	98.7	119.4	116.6	135.1	99.1	-10.0%
文化系施設	105.3	113.4	123.3	175.1	141.3	114.4	8.7%
社会教育系施設	230.5	146.7	156.8	162.5	161.3	137.9	-40.2%
スポーツ・レクリエーション系施設	39.3	32.3	47.8	42.8	54.1	36.5	-7.2%
子育て支援施設	9.5	10.6	11.6	9.1	10.2	8.8	-7.4%
保健・福祉施設	105.0	91.1	114.0	118.9	140.2	104.5	-0.5%
産業系施設	333.1	281.4	255.4	249.1	266.8	233.7	-29.8%
環境衛生施設	74.0	74.3	83.7	78.1	88.2	76.2	3.0%
公園	39.3	39.2	31.6	28.8	28.6	29.9	-23.8%
その他	194.7	99.1	107.0	98.3	97.9	88.4	-54.6%
合計	1665.1	1437.2	1486.2	1505.9	1560.6	1351.2	-18.9%

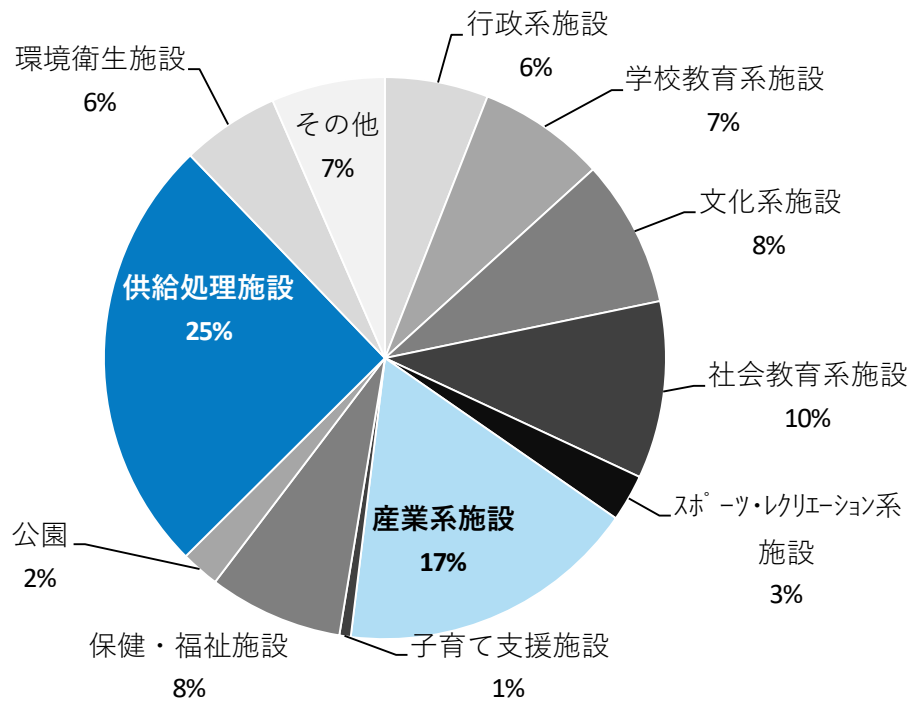


図 3-4 平成 30 (2018) 年度におけるエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の内訳

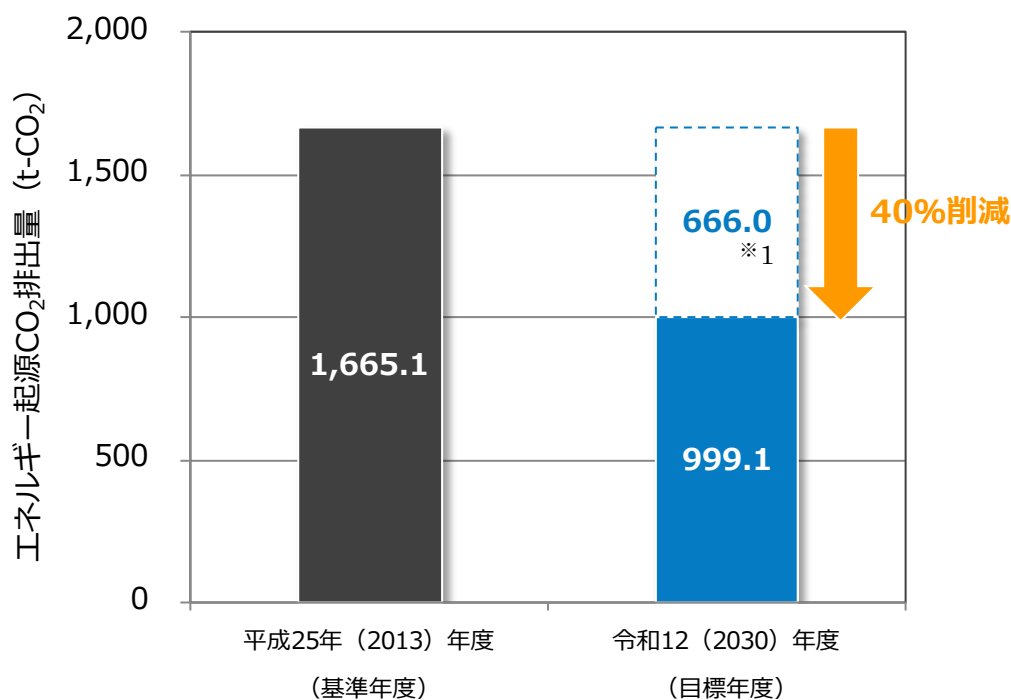
## 4. 温室効果ガスの削減目標

### 4.1 削減目標

#### (1) 本町の事務事業における削減目標

我が国の温室効果ガス削減目標の達成に向け、町有施設における省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等により温室効果ガス 27.2% (453.5 t-CO<sub>2</sub>) の削減に努めた上で、国の地球温暖化対策計画に示されている令和 12 (2030) 年度におけるエネルギーミックスを考慮し、本町の事務事業における温室効果ガス排出量を 40.0%削減することを目標とします。

■ 令和 12 (2030) 年度に基準年度 (平成 25 (2013) 年度) 比で **40.0%削減 (660.0t-CO<sub>2</sub>削減)** を目標とします。



\*1 次頁表 4-1 に示す削減試算を基に、また、基本方針(1)~(5) (P.18,19) に基づく施策の実施による削減量を見込んだ目標数値としています。

図 4-1 本庁の事務事業編における削減目標

## (2) 各施設分類別の削減試算

各施設分類別の削減試算は下表のとおりとし、施設利用や提供サービスに支障をきたさないよう注意を払いながら、削減目標の達成にむけた対策を推進することとします。

なお、令和 12（2030）年度における排出量は、任意の施設に省エネルギー診断を実施した結果に基づき、延床面積あたりの削減原単位を求め、各施設へ波及効果を試算した結果を積み上げて試算した排出量で、令和 12（2030）年度における電気の排出係数は、国の地球温暖化対策計画と整合を図り 0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWh としています。

表 4-1 施設分類別の温室効果ガス排出量と削減率（試算）

施設分類	平成 25（2013）年度 排出量[t-CO <sub>2</sub> ]	令和 12（2030）年度 排出量 [t-CO <sub>2</sub> ]	削減率（試算） （平成 25（2013） 年度比）
行政施設	81	68	16.5%
供給処理施設	343	266	22.4%
学校教育系施設	110	44	60.3%
文化系施設	105	99	5.7%
社会教育系施設	231	114	50.6%
スポーツ・レクリエーション系施設	39	20	49.8%
子育て支援施設	10	7	30.5%
保健・福祉施設	105	80	24.2%
産業系施設	333	154	53.6%
環境衛生施設	74	43	42.2%
公園	39	14	64.3%
その他	195	35	82.0%
合計	1,665	943	43.3%

---

## 4.2 基本方針

本町では、5つの基本方針の下、事務事業における温室効果ガス排出量の抑制を図るための取り組みを実践します。

### (1) 省エネルギー対策の推進

本町では、バルクリース事業等により、役場庁舎、真鶴町立体育館、真鶴町民センター等の町有施設において、既に省エネルギー設備への更新を進めています。

そのため、今後は導入した省エネルギー設備の運用改善を重点的に実施し、更なるエネルギーの効率的な利用を推進していきます。

### (2) 再生可能エネルギー等の導入

本町では、平成26(2014)年度に広域避難場所であるまなづる小学校体育館に太陽光発電及び蓄電池を導入しました。今後も温室効果ガスの更なる抑制を図るため、他の町有施設への導入拡大を図り、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの効率的な利用を推進していきます。

### (3) カーボン・マネジメントの推進

本計画に基づく実効的・継続的な温室効果ガスの削減を図るため、庁内各担当部局の責任ある参画の下、PDCAのための体制を構築し、取り組み内容の定期的な評価・改善等を行います。また、役割分担を明確にすることで、省エネルギーに対する職員の意識向上を図ります。

### (4) その他の対策の推進

その他の対策として、環境配慮型の公用車の利用推進（EVの積極的な導入）、地域新電力を活用した環境配慮型電源の調達などによる、温室効果ガス排出量の更なる抑制を推進します。



(5) 施設分類に応じた取り組みの推進

本計画の対象とする施設については、上記基本方針及び「真鶴町公共施設等総合管理計画」における管理方針を踏まえつつ、施設の特성에応じた温室効果ガス削減のための取り組みを推進します。

表 4-2 施設分類別の取り組み基本方針

施設分類	取り組みの基本方針
行政施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 役場庁舎が最も排出量が多いため、役場庁舎の住民サービス向上の確保（防災拠点機能の強化等）を、考慮しつつ、省エネルギー化等による温室効果ガス削減を推進します。</li> <li>● 適正なメンテナンスによる機能維持と運用の最適化</li> </ul>
役場庁舎、役場庁舎（別棟）、消防庁舎、第1分団消防詰所、第2分団消防詰所・地下書庫、第2分団車庫、第3分団消防詰所、岩地区集会所、第3分団器材器具置場、琴ヶ浜トイレ、港湾管理事務所、港湾管理事務所(仮設)	
供給処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上水道施設が最も排出量が多いため、人口減少に伴う施設の再編、事業フレームの見直しへの留意しながら、適正なメンテナンスによる機能維持と運用の最適化します。</li> </ul>
下水道中継ポンプ場、上山ポンプ小屋、し尿貯留場、水道施設、横捲マンホールポンプ場	
学校教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童・生徒の生活及び学習環境の維持しながら、省エネルギー化等による温室効果ガス削減を推進し、少子化の影響等による他施設との複合化、統廃合への留意にします。</li> </ul>
子育て支援施設	
まなづる小学校・プール、真鶴中学校・グラウンド照明・テニスコート、ひなづる幼稚園	
文化系施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者へのサービスの充実・維持・向上に配慮しながら、利用率の低い施設や時間帯などの考慮し、省エネルギー化等による温室効果ガス削減を推進するものとします。</li> </ul>
社会教育系施設	
スポーツ・レクリエーション系施設	
保健・福祉施設	
公民館、コミュニティ真鶴、宮ノ前地区集会所、岩ふれあい館（体育館）、琴ヶ浜研修センター、情報センター真鶴（真鶴地域情報センター・まなづる図書館）、電波障害改善施設（電柱添架事業）、中川一政美術館、遠藤貝類博物館、民俗資料館、町立体育館、ナーシングホーム真鶴（旧デイサービスセンター）、老人福祉センター、老人憩いの家真崎荘、老人憩いの家風外堂、ひまわりの家、国民健康保険診療所	

産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 魚座・魚市場やケーブ真鶴の排出量が多いため、設備の適正な運用方法を行いながら、温室効果ガス削減を推進します。</li> </ul>
魚座・魚市場、魚座（店舗棟）、ケーブ真鶴、岩海水浴場監視所、産業活性化センターA・B	
環境衛生施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 真鶴聖苑の適正なメンテナンスによる機能維持を行いながら、温室効果ガス削減を推進します。</li> </ul>
真鶴聖苑	
公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園施設内の照明を LED 化していくことで温室効果ガスの削減を図り、温室効果ガス削減を推進します。</li> </ul>
お林展望公園（管理棟）、お林展望公園（旧券売所）、荒井城址公園（管理事務所）、荒井城址公園（トイレ）	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公衆トイレの照明 LED 化していくことで温室効果ガスの削減を図ります。</li> <li>● 公用車の利用について、エコドライブ運転を心がける、公用車の EV 推進などによる温室効果ガス削減の推進を行います。</li> </ul>
<p>旧保健センター、岩ふれあい館（旧岩小学校）校舎、シーフロント、宮ノ前レストハウス、くらしかる真鶴、石の広場公衆便所、駅前駐輪場、防災行政無線、街灯、三ツ石公衆便所、岩漁港水銀灯、商店街街灯、駅前ロータリー、岬公衆トイレ、お林公衆トイレ、庁用自動車、パト車、草刈機、軽トラ（大トラ含む）、港湾軽トラ（ダンプ含む）、コミュニティバス、教育委員会庁用自動車（アトレー）、幼稚園マイクロバス、美術館スペーシア、スクーター、魚座軽自動車、（包括）訪問用車両、バイク、消防車両、防災備蓄用発電機、観光施設管理事業、真鶴跨線橋エレベーター、お試し暮らし体験事業</p>	

### 4.3 取り組みの体系

本町における温室効果ガスの削減目標達成に向け、設備更新対策・運用対策に重点を置き、各種の取り組みを推進することとします。このうち、各施設で取り組む運用対策は、「6.1 推進体制」で後述するカーボン・マネジメント推進体制の一環として進めることで、効果の最大化を図ります。

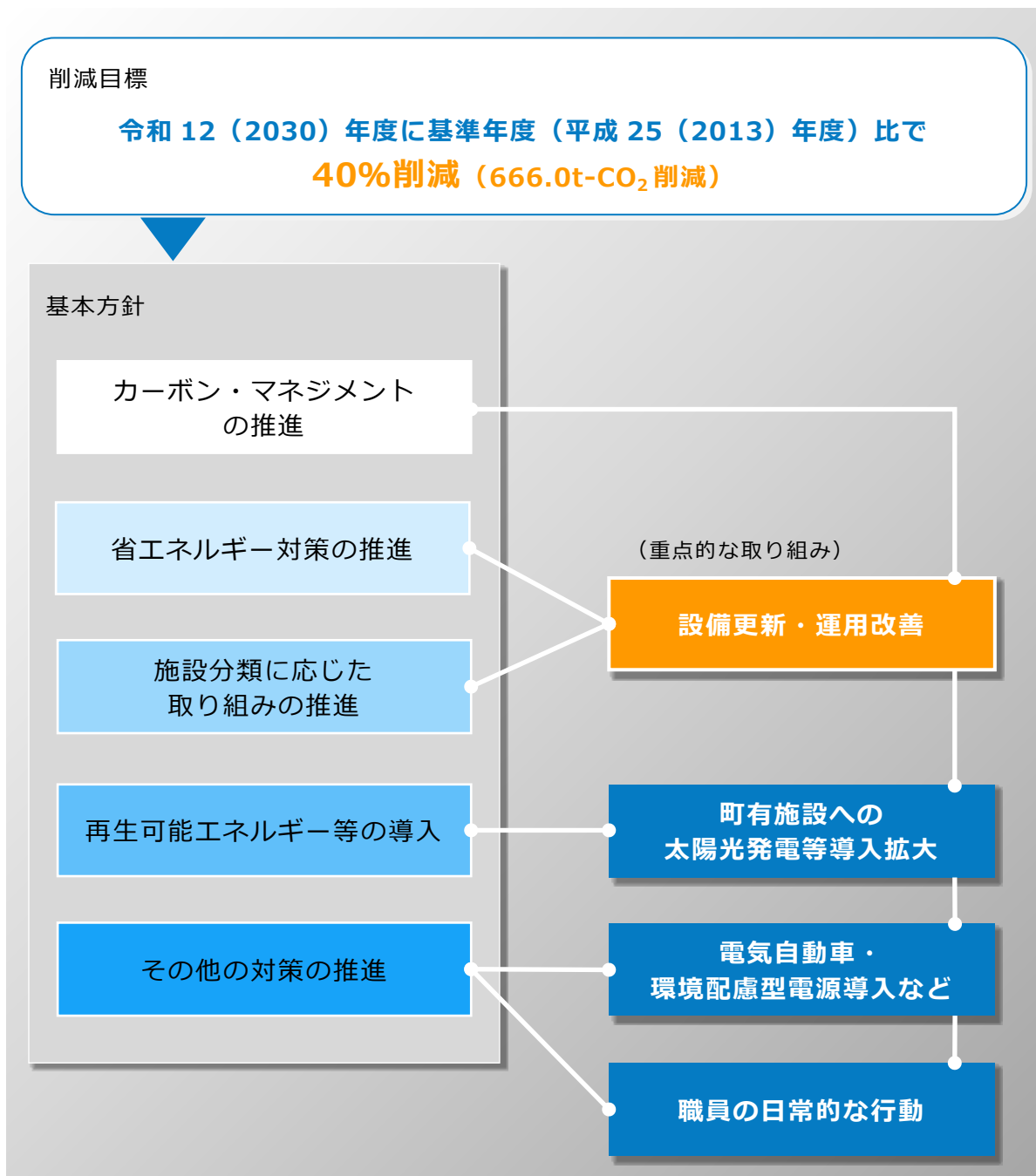


図 4-2 取り組みの体系

## 5. 目標達成に向けた取り組み

### 5.1 重点的な取り組み

本町では、エネルギー使用量が大きい施設として魚座・魚市場、真鶴町民センター（公民館）、国民健康保険診療所、役場庁舎が挙げられることから、これらの温室効果ガス削減効果が大きく、町民利用頻度の高い施設を重点施設とします。

これら重点施設では設備更新を進めるほか、バルクリース事業等により既に設備更新済みの施設では省エネルギー設備の運用改善を中心として取り組むため、財政部門等の理解・協力・連携を図っていきます。

表 5-1 重点施設

施設分類	重点施設	取り組み
行政施設	役場庁舎	設備更新（照明の人感センサー方式化 等） 運用改善（デマンド監視装置の導入 等）
学校教育系施設	まなづる小学校	設備更新（照明のLED化 等） 運用改善（デマンド監視装置の導入 等）
	真鶴中学校	設備更新（照明のLED化、空調の高効率化 等） 運用改善（デマンド監視装置の導入 等）
文化系施設	真鶴町民センター	設備更新（照明の人感センサー方式化 等） 運用改善（デマンド監視装置の導入 等）
社会教育系施設	情報センター真鶴・ 図書館	運用改善（デマンド監視装置の導入 等）
スポーツ・レクリエーション系施設	真鶴町立体育館	運用改善（デマンド監視装置の導入 等）
保健・福祉施設	国民健康保険診療所・ ナーシングホーム真鶴 （旧デイサービスセンター）	設備更新（高効率給湯器及び空調の導入 等） 運用改善（デマンド監視装置の導入 等）
産業系施設	魚座・魚市場	運用改善（デマンド監視装置の導入 等）
	ケーブ真鶴	運用改善（デマンド監視装置の導入 等）
環境衛生施設	真鶴聖苑	設備更新（照明のLED化（全体） 等） 運用改善（BEMSの導入 等）

---

## 5.2 その他の具体的な取り組み

### (1) 再生可能エネルギー等の導入

町有施設への太陽光発電及び蓄電池の導入拡大を図り、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの効率的な利用による、温室効果ガス排出量の更なる抑制に努めます。当該取り組みにより、温暖化対策のみならず地域防災力の向上を図ります。

### (2) その他の対策の推進

#### ① 環境配慮型の公用車の利用推進

公用車の更新時には、ハイブリッドなどの燃費性能の優れた自動車の導入推進を図るほか、電気自動車（EV）及び充電スタンドの積極的な導入を推進します。

また、V2H/V2B\*機能を有する設備を採用することにより、温暖化対策のみならず地域防災力の向上を図ります。

\*V2H：Vehicle to Home、V2B：Vehicle to Building の略。いずれも、電気自動車を電力系統に連携し、車と系統の間で電力を相互供給する技術やシステムのこと。

#### ② 環境配慮型電源の調達

町有施設において使用する電力については、再生可能エネルギー電気を調達するCO<sub>2</sub>排出係数が低い電気事業者から購入するよう努めます。

また、将来的には、県内で事業展開している地域新電力と連携した取り組み（売買電等）により、エネルギーの地産地消を目指します。

#### ③ 職員の日常的な行動

職員による節電や燃料の使用抑制など、日常業務における環境配慮活動を推進することにより、温室効果ガス排出量の抑制を図ります。

全ての職員が日常的な省エネルギー行動に努めることにより、全庁的な取り組みへと展開していきます。

表 5-2 職員が日常的に行う省エネルギー・省資源・リサイクル行動

項目	具体的な取り組み
照 明 設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に必要な明るさを考え、照明の間引き、手元照明などの活用などにより、明るすぎる状態を見直します。</li> <li>・不要な場所はこまめに消灯します。</li> <li>・照明器具・ランプは定期的に清掃し（年1～2回）、老朽ランプは交換します。</li> <li>・買い換え時にはLED等の高効率照明への取り替えのほか、人感センサーの設置を検討します。</li> </ul>
空 調 設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏期は28℃、冬期は20℃を目安に適切な室温管理を行います。</li> <li>・室温管理や運転時間をルール化し、職員に周知、徹底を図ります。</li> <li>・ブラインド等を活用し、夏は窓から入る日射を遮り、冬期は窓から暖気が逃げるのを抑制します。</li> <li>・使用していない部屋の空調は停止します。</li> </ul>
事 務 機 器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンや複合機の使用条件に応じて、省エネモードを活用します。</li> <li>・パソコンディスプレイを適度な明るさに調整するほか、離席時などにはスリープ機能を活用します。</li> <li>・コピー機等のリース更新時や新規購入時には、複合機の導入を検討し、機器の集約を図ります。</li> <li>・リース更新時や新規購入時には、高効率で待機電力の小さい機器を採用します。</li> </ul>
ごみ減量・省資源化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の一般廃棄物収集運搬業務では、資源物、可燃ごみ、不燃ごみの分別を徹底します。</li> <li>・ごみを出さないようにマイ箸、マイカップを使用する等工夫します。</li> <li>・内部文書はミスコピー等の用紙の裏面使用、会議資料等の作成は両面印刷を徹底します。</li> <li>・電子メール等を積極的に利用し、用紙の節約に努めます。</li> <li>・事務用品等の再使用・長期使用に努めます。</li> <li>・一部の町有施設内に小型家電回収ボックスを設置します。</li> <li>・コピー用紙は古紙配合率100%のものを購入し、その他の紙製事務用品は極力古紙配合率が高いものを選択します。</li> </ul>
公 用 車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関の利用、公用車の相乗り等で、公用車の使用削減に努めます。</li> <li>・アイドリングストップ等運転方法の配慮（急発進・急加速や空ぶかしの排除、駐停車中のエンジンの停止等）を励行します。</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷物の運搬や体調不良など、階段の昇降に適さない場合を除き、職員は、エレベーターの使用を控えます。</li> <li>・屋内自動販売機の照明については、周囲に十分な光源がない場所を除き、終日消灯設定とします。</li> <li>・温水便座については節電モードを設定します。また、加温時にはふたを閉めるよう心がけます。</li> <li>・適切な給湯器の設定温度等の効率的な使用を心がけます。</li> <li>・電気ポットは低めの温度で保温し、長時間使用しないときはプラグを抜くなど、効率的な使用を心がけます。</li> <li>・日常的な節水を心がけます。</li> </ul>

### 5.3 バルクリースによる省エネルギーの推進

バルクリースとは、複数の施設等に導入する同一種類の高効率設備やシステムを一括で改修することで、設備更新の大きな障壁となる初期投資額の低減を図り、事業の採算性を高めるリース方式の1つです。

温室効果ガスの大幅な削減が期待される、高効率な省エネ設備の導入が進んでいない施設を主な対象としており、本町では計11施設で事業を実施し、照明のLED化や空調および給湯設備の高効率化等を通じて、省エネルギーを積極的に進めています。

表 5-3 バルクリース事業実施済み施設

施設名	エネルギー種別	対象設備
ひなづる幼稚園	電気	照明
中川一政美術館	電気	照明
真鶴駅前駐輪場	電気	照明、空調
魚座・魚市場	電気	照明、空調
役場庁舎	電気	照明、空調
情報センター真鶴	電気	照明、空調
真鶴町立体育館	電気	照明、空調
ケープ真鶴 遠藤貝類博物館	電気	照明、空調
消防庁舎	電気・プロパンガス	照明、空調、給湯
町民センター	電気・灯油	照明、空調、給湯
国民健康保険診療所 ナーシングホーム真鶴 (旧デイサービスセンター)	電気・灯油	照明、空調、給湯



## 5.4 計画のロードマップ

本町における削減目標達成にむけたロードマップを図 5-1 に示します。

省エネルギー対策の推進では、短期的には重点施設を対象とした重点的な取り組みを実施し、その成果を踏まえ、中長期的には町内全公共施設への水平展開を図ります。

再生可能エネルギー等の導入では、短期的には防災拠点といった最優先に導入すべき施設から太陽光発電及び蓄電池の設置を検討し、中長期的にはシステム価格の大幅なコスト削減や軽量化等の技術革新を見込んで、さらなる導入を促進します。また、これに併せて、太陽光発電と電気自動車（EV）を活用した災害時における電力融通を展開するため、V2H/V2B システムの導入を促進します。

また、カーボン・マネジメントの推進では、今回新たに構築・強化した庁内推進体制により、これまでも実践されてきた日常的な省エネルギーの取り組みを、今後も中長期的な視点で令和 12（2030）年度まで継続させます。

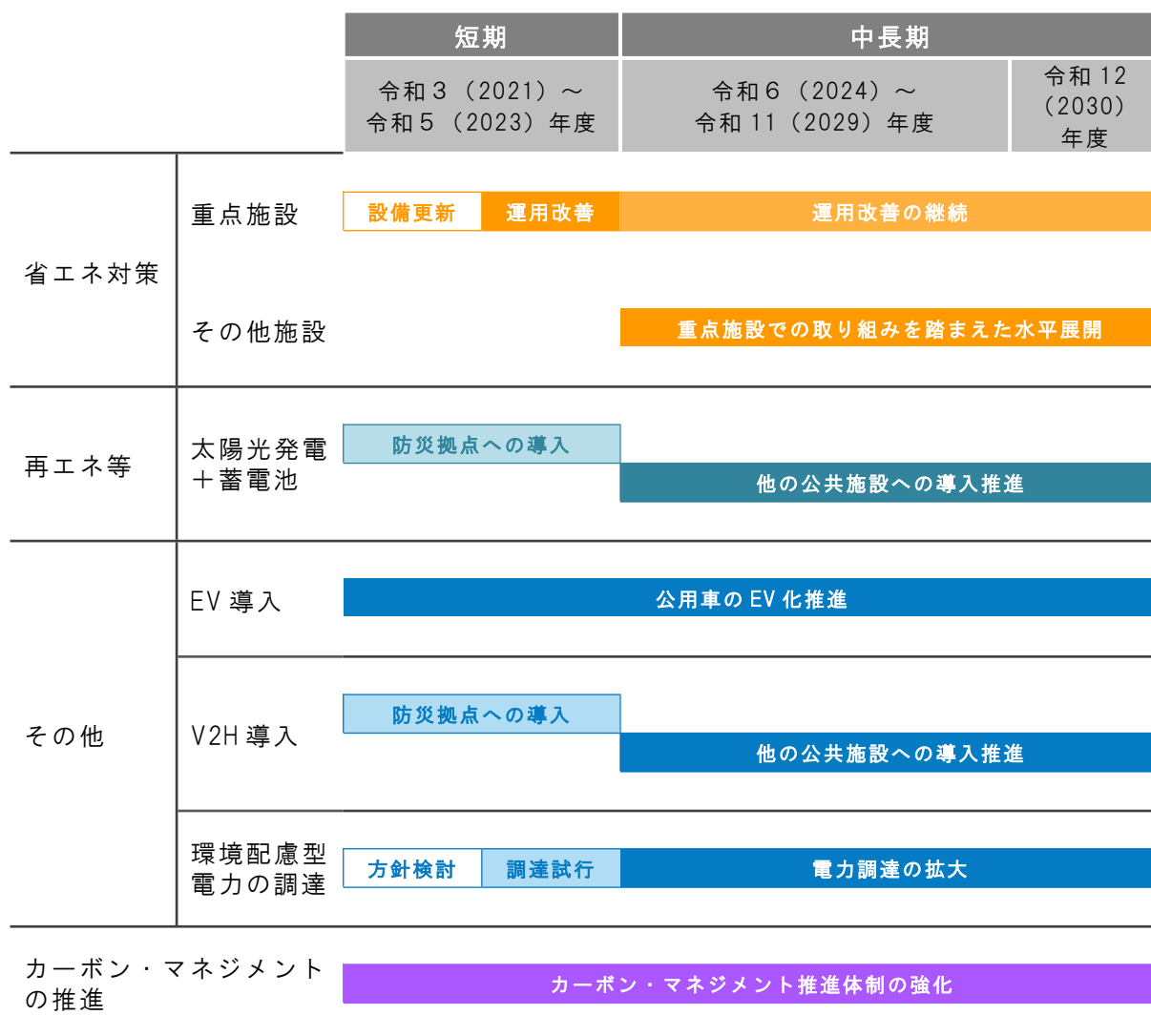


図 5-1 目標達成に向けたロードマップ

## 6. 計画の推進体制及び進行管理

### 6.1 推進体制

本計画に掲げた目標の達成や取り組みを推進するため、全職員が関連する取り組み事項を実践していくことが重要です。各課・全職員が取り組み項目を実践できる推進体制を図6-1のとおり構築します。

庁内推進体制では、町長を真鶴町地球温暖化対策推進本部長、副町長を副本部長として位置づけます。

また、事務局（環境主管課）が主導し各課・全職員の取り組み状況の確認、エネルギー使用量、CO<sub>2</sub>排出量を定期的に周知することにより、職員への意識向上、啓発に努めます。

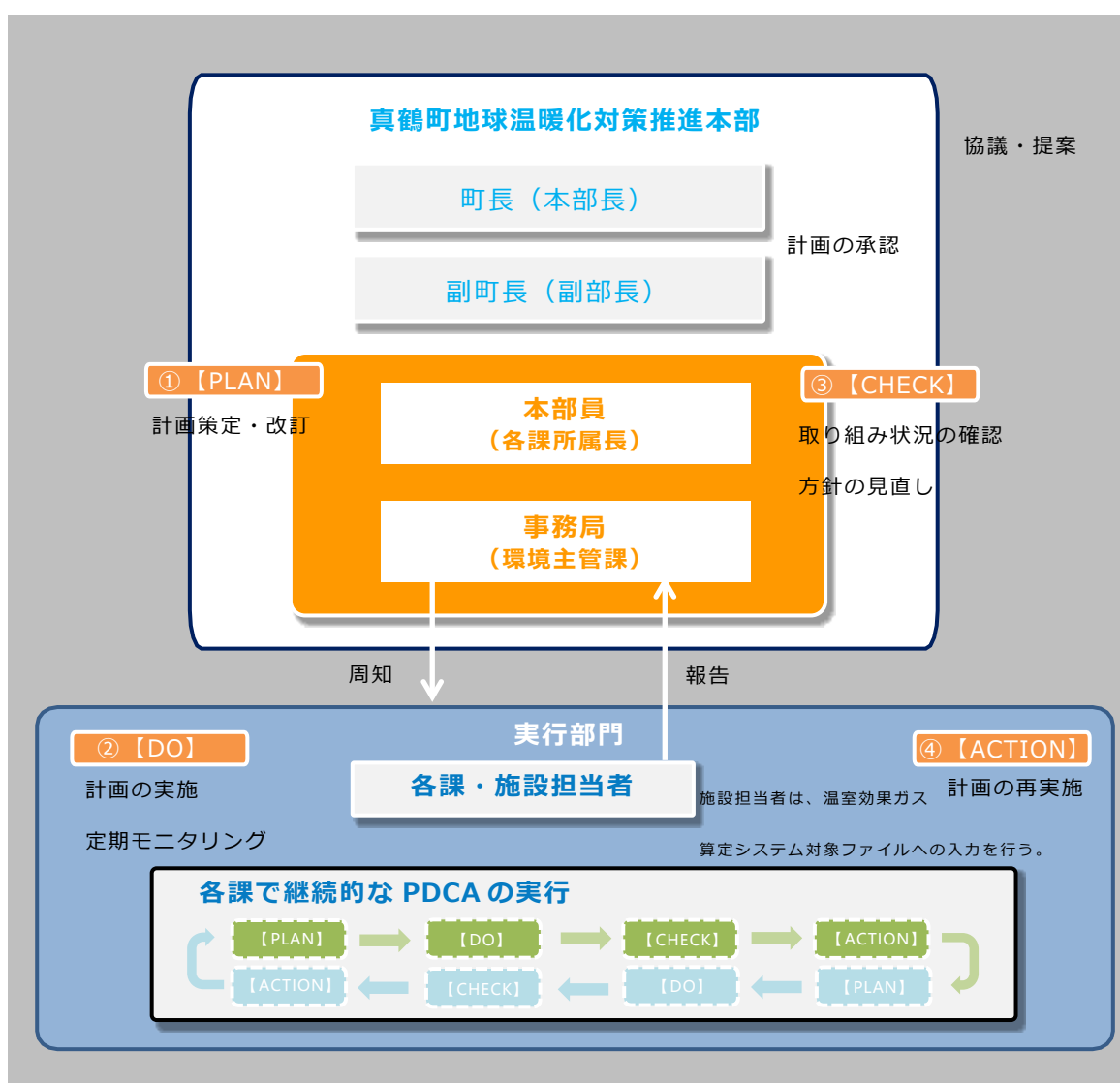


図6-1 推進体制

## 6.2 進行管理の内容・方法

職員に対し点検結果やその評価等の周知を行うことは、より積極的な環境配慮行動につながることを期待されます。

本計画推進にあたっての点検・評価の内容・方法は下記のとおりとします。

### (1) 進行管理の年間スケジュール

本計画の年間PDCAスケジュールを表6-1にまとめます。

表 6-1 進行管理の年間スケジュール

事務事業編の進行管理		各課・個別施設での措置の進行管理	
事務局(環境主管課)・推進本部	スケジュール	各課	
・前年度エネルギー使用量データの未入力箇所の入力依頼 ・推進本部の部員選出	4月	(取り組みの継続)	
	5月	各課・施設の前年度エネルギー使用量の未入力箇所の入力 (基本的に毎月入力)	
	6月		
前年度エネルギー使用量データの集計	7月	(取り組みの継続)	
推進本部会議開催 ✓各課・施設のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量評価 ✓対策に係る懸案事項の確認	8月		
	9月		
会議結果、取り組み状況を各課にフィードバック	10月	フィードバックを受けて取り組み状況を確認	
	11月		
取り組み状況をホームページや広報等で公表	12月	(取り組みの継続)	
	1月	取り組み改善の検討	
	2月		
次年度に向けた取り組みの見直し	3月	(取り組みの継続)	

## (2) 進捗管理の内容と役割分担

本計画の進行管理の内容と役割分担を表 6-2 にまとめ、主な内容を以下に示します。

表 6-2 進行管理の内容と役割分担

	事務事業編の進行管理			各課・個別施設での措置の進行管理	
	項目	推進本部	事務局	項目	各課
PLAN	スケジュールの設定		○	施設毎の取り組み方針の策定	○
	職員への周知		○		
DO	各部局の監理	○	○	運用改善等の措置の実行	○
	職員への研修実施		○	各種研修とへの参加	○
				エネルギー消費量等の記録	○
CHECK	温室効果ガス総排出量等の集計		○	取り組みの分析・評価	○
	取り組みの分析・評価	○	○		
ACTION	報告	○	○	目標達成状況の確認	○
	公表		○	取り組みの見直し方針の決定	○
	次年度の取り組みの見直し	○	○		

### ① 事務事業編の進行管理

- ・事務局は、温室効果ガスの削減目標達成に向けて、年間スケジュールを設定し、各課に周知します。
- ・事務局は、前年度のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を集計します。また、真鶴町地球温暖化対策推進本部では、集計結果を踏まえた取り組みの評価、省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入に係る懸案事項を確認します。
- ・事務局は、推進本部での評価結果や庁内における取り組み状況を各課へ周知します。また、年度末には、各部局と協議の上、次年度に向けた町の取り組み内容を決定します。

---

## ② 各課・個別施設での措置の進行管理

- ・施設担当者は、各月ごとにエネルギー集計システムの入力シートに、エネルギー使用量の実績を入力し、事務局に報告します。
- ・各施設の所管課は、各施設の実績と削減状況を踏まえて、各施設の目標を設定するとともに、課としての目標を設定して取り組みを推進します。

## 6.3 進捗状況の公表

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の 10 項では、地球温暖化対策実行計画に基づく措置の実施状況（温室効果ガスの総排出量を含む）について、公表が義務付けられています。

さらに、行政の取り組みを公表することで、町民や事業者等に対しても環境配慮行動を促すことが期待されることから、本町では、本計画の進捗状況について、町の広報誌やホームページを通じて公表します。

## 6.4 職員の研修

本計画の目標を達成していくためには、職員一人ひとりの意識改革が不可欠です。このため、本計画及び環境関連情報を各職場に情報提供するとともに、研修等により個々の職員の意識啓発及びレベルアップを図ります。

【巻末資料】

対象施設一覧表

No.	対象施設	施設分類	面積 (㎡)
1	役場庁舎	行政系施設	1,533.95
2	役場庁舎 (別棟)	行政系施設	191.91
3	消防庁舎	行政系施設	307.46
4	消防第1分団消防詰所	行政系施設	92.96
5	消防第2分団消防詰所・地下書庫	行政系施設	216.00
6	消防第2分団車庫 (旧保健センター)	行政系施設	19.87
7-1	消防第3分団詰所	行政系施設	246.57
7-2	岩地区集会所	行政系施設	23.18
8	消防第3分団器材器具置場	行政系施設	479.76
9-1	まなづる小学校	学校教育系施設	6,958.00
9-2	まなづる小学校 (プール)	学校教育系施設	365.00
10-1	真鶴中学校	学校教育系施設	4,515.23
10-2	真鶴中学校 (テニスコート内街灯)	学校教育系施設	
10-3	真鶴中学校 (グラウンド照明)	学校教育系施設	
11	ひなづる幼稚園	子育て支援施設	1,036.58
12	公民館	文化系施設	2,671.00
13	コミュニティ真鶴	文化系施設	246.57
14	宮ノ前地区集会所	文化系施設	71.06
15	岩ふれあい館 (体育館)	文化系施設	3,485.76
16	琴ヶ浜研修センター	文化系施設	291.49
17-1	情報センター真鶴 (真鶴地域情報センター・まなづる図書館)	社会教育系施設	2,241.99
17-2	電波障害改善施設 (電柱添架事業)	社会教育系施設	
18	中川一政美術館	社会教育系施設	903.93
19-1	遠藤貝類博物館	社会教育系施設	985.02
19-2	遠藤貝類博物館 (浄化槽)	社会教育系施設	
20	民族資料館	社会教育系施設	275.15
21	町立体育館	スポーツ・レクリエーション系施設	1,500.00
22	魚座・魚市場	産業系施設	2,458.00
23	魚座 (店舗棟)	産業系施設	133.00
24-1	ケープ真鶴	産業系施設	105,088.00
24-2	ケープ真鶴 (浄化槽)	産業系施設	

25	岩海水浴場監視所	産業系施設	79.00
26-1	産業活性化センターA	産業系施設	100.00
26-2	産業活性化センターB	産業系施設	85.00
27	ナーシングホーム真鶴（旧デイサービスセンター）	保健・福祉施設	1,990.70
28	老人福祉センター	保健・福祉施設	2,671.00
29	老人憩の家真崎荘	保健・福祉施設	19.25
30	老人憩の家真崎荘（倉庫）	保健・福祉施設	
31	老人憩の家風外堂	保健・福祉施設	45.59
32	ひまわりの家	保健・福祉施設	60.00
33	国民健康保険診療所	保健・福祉施設	1,990.70
34	お林展望公園（管理棟）	公園	637.83
35	お林展望公園（旧券売所）	公園	6.00
36	荒井城址公園（トイレ）	公園	61.40
37	荒井城址公園（管理事務所）	公園	61.33
38	下水道中継ポンプ場	供給処理施設	597.18
39-1	真鶴聖苑	環境衛生施設	1,175.00
39-2	真鶴聖苑（街灯）	環境衛生施設	
40-1	旧保健センター	その他	882.09
40-2	旧保健センター（街灯）	その他	
41	岩ふれあい館（旧岩小学校）校舎	その他	3,485.76
42	シーフロント	その他	199.00
43	宮ノ前レストハウス	その他	147.07
44	くらしかる真鶴	その他	128.89
45	石の広場公衆便所	その他	28.00
46	駅前駐輪場	その他	354.00
47-1	防災行政無線	その他	
47-2	防災行政無線（従量電灯分）	その他	
48	上山ポンプ小屋	供給処理施設	6.21
49	し尿貯留場	供給処理施設	25.60
50	水道施設	供給処理施設	
51	横捲マンホールポンプ場	供給処理施設	1.44
52-1	港湾管理事務所	行政系施設	52.99
52-2	港湾管理事務所（仮設）	行政系施設	23.90
52-3	琴ヶ浜トイレ	行政系施設	36.75



53	街灯	その他	
54	三ツ石公衆便所	その他	39.00
55	岩漁港水銀灯	その他	
56	商店街街灯	その他	
57	駅前ロータリー	その他	134.00
58	岬公衆トイレ	その他	35.00
59	お林公衆トイレ	その他	35.00
60	庁用自動車	その他	
61	パト車	その他	
62	草刈機	その他	
63	軽トラ（大トラ含む）	その他	
64	港湾軽トラ（ダンプ含む）	その他	
65	コミュニティバス	その他	
66	教育委員会庁用自動車（アトレー）	その他	
67	幼稚園マイクロバス	その他	
68	美術館スペース	その他	
69	スクーター	その他	
70	魚座軽自動車	その他	
71	（包括）訪問用車両	その他	
72	バイク	その他	
73	消防車両	その他	
74	防災備蓄用発電機	その他	
75	観光施設管理事業	その他	
76	跨線橋エレベーター	その他	1.89
77	お試し暮らし体験事業	その他	

真鶴町公共施設等マネジメント業務委託事業の対象施設一覧より抜粋の上、加除修正しています。

---

発行：真鶴町税務町民課（令和3年4月28日策定）

《住所》神奈川県足柄下郡真鶴町岩244番地の1

《電話》0465（68）1131

---